

# NATIONALSOZIALISMUSあるいは「法」なき支配体制（二）

南 利明

序 一九三三年一月三〇日——「われわれはゴールについた。ドイツ革命が始まった」

第一章 合法革命——「われわれは国家をわれわれの理想に合致した鑄型に入れて鑄直す」

一 ライヒスタークの解散・新選挙（『阪大法学』第一四五・一四六号）

二 全権授与法の成立（以上本号）

二 全権授与法の成立——「ヒトラーは四年間必要と考えることを何でもすることができ」

投票から二日後、三月七日に開かれた閣議において、ヒトラーはそれまでの柔軟な態度を一変させた。彼は冒頭、三月五日の選挙は「革命であつた」と宣言、次の目標が、「授権法」、それも「三分の二の多数でもって成立する授権法」、つまり、最初の閣議でマイスナーが主張したような、現行の憲法の枠内で認められる限定的な目的をもった授権法ではなく、憲法そのものを覆す包括的な授権法であることを明らかにした。従来のブリュニング、パーペン、シュライヒャー内閣のように、憲法第四八条第二項による大統領緊急命令に新たな政治の基礎をおくことは、もはや問題とはなりえなかつた。何よりも、それは、憲法上、例外状態に他ならず、又、形式上、主導権はあくまで大統領の手に握

られることになるが故に。ヒトラーがめざしたものは、大統領の権限に依存せず、かつ例外的でもない完全な権力の掌握であった。しかも、それは憲法に即して与えられなければならない。既に、ヒトラーは、一九三二年一月二一日、ヒンデンブルク大統領への手紙の中で、「新たな国家指導」は、「銃剣にのみ基礎をおいた独裁」<sup>(1)</sup>によって行われるのではなく、「憲法上許容された出発点」を見いださねばならない、との考えを明らかにしていた。むろん、そのことは、新たな国家指導が憲法に即して行われるということを意味するものでなかったことはいうまでもない。それは、憲法体制の変革を憲法に即して合法的に実施することの主張に他ならなかった。その限り、ヒトラーにとって、ライヒ憲法に制約されない無制限な立法を政府に許容する授権法の制定が不可欠であったのである。閣議で、ヒトラーは、「かかる授権法をライヒスタークが可決するであろう」との確信を表明したものの、しかし、議会での勢力関係からみて、はたしてそう言いきれるような状況であったかは疑わしかった。ワイマール憲法第七六条は憲法改正手続きについて次のような規定をおいていたのだから。「憲法は立法によりこれを改正することをうる。ただし、議会において憲法改正の議決をなすには、法律の定める議員定数の三分の二以上の出席、および出席議員の三分の二以上の同意を必要とする。」その限り、国家人民党と合わせても五一%の議席しか確保しえないナチスに勝ち目はなかった。しかも、もし、中間政党から、少なくとも一五人の議員が、社民党、共産党と同一歩調をとって、欠席戦術に出た場合、議会の成立さえ不可能な状況であったのだ。それでは、ヒトラーの「確信」の根拠は何であったのか。彼は先の言葉に続けて、「共産党の議員がライヒスターク開会の際議場に姿を見せることはないであろう」と主張、「それというのも、彼らは予め拘禁されてしまっているであろうから。」既に、三月一〇日、フランクフルト・アム・マインで、フリックはそのことをはっきりとドイツ国民の前に明らかにしていた、「三月二二日に国会が召集されたとき、共産主義者は緊急かつ有用な労働により国会への出席を妨げられることになろう。彼らは再び生産的な労働に従事するため、強制収

容所に送りこまれることになる。<sup>(2)</sup>ナチスの戦術は明らかであろう。つまり、共産党の国会議員を予め力づくで議場から排除することによって、憲法改正に必要な「出席議員三分の二以上の同意」の確保を容易にしようというわけであった。さらに、ゲーリングは、先のヒトラーの言葉に続いて、定数確保の問題に言及、会議の成立を阻止するために欠席戦術をとる議員は、「任期期間中の無料乗車券と議員手当て」を失うハメになるだろうと警告、そのため「自分は議事規則の変更を準備するつもりである」とつけくわえた。<sup>(3)</sup>

三月一五日の閣議で初めて、内務大臣フリックの口から閣僚全員に対し明らかにされた授権法の具体的内容は以下の通りであった、即ち「ライヒ政府は、民族及び国家の困難に鑑み、必要とみなされる処置をとることを授権される。その際、ライヒ憲法の条項からの逸脱が許される。」さらに、懸案の三分の二以上の賛成確保の問題に関しては、フリックが共産党の議員の罷免ではなく、「共産党の禁止そのものが合目的である」と主張、さらにゲーリングはそれにつけくわえ、「若干の社民党議員の議場からの排除」が必要となろうとの見通しを明らかにした。<sup>(4)</sup>

三月二〇日の閣議で、フリックが授権法の最終草案、ならびに「自己の責任によらず欠席した議員は、出席したものとみなされる」との議事規則の修正案を提案。これに対して、パーペン、フーゲンベルクは、国会を「国民会議」とし、それによる新しいライヒ憲法案の作成の可能性を授権法の中に盛りこむことにより、ヒトラーへの無制約的な権限の授与を阻もうとしたものの、ゲーリングはこれを簡単に一蹴、即ち「われわれはこうした問題を詳細に検討したが、かかる文言を盛りこまないことが合目的であるとの結論にたつた」と。ライヒ内閣は、結局、ナチスのもくろみ通り、『民族とライヒの困難除去のための法律案』を次の国会に提案することを全員一致で承して終わった。<sup>(5)</sup>最初の国会開会を翌日に控えて、「隅っこにおしやられ、キイキイと鳴き声をあげている」のが誰であるのか、今や疑問の余地はなかった。

「国民高揚の日」と名付けられた三月二一日、ポツダムのガルニゾン教会において新たな国会の開会式が開催された。「ポツダムの式典ははじめてナチス流のやり方で開催されることになる」とゲツベルスは四日前の日記に書いている、「ラジオは全ドイツに放送される。全国民がこの式典に参加しなければならない。計画を深夜にまでわたって子細に検討し、短い檄文で国民に対し参加を呼びかけ、この国家の祝賀行事を当代の人々の記憶に消しがたい刻印をおすための一切の処置をとった。」<sup>(6)</sup>たしかに、第三ライヒの幕開けを飾るべき第一回ライヒスタークの開会日及び場所の選定は、いずれも周到な計算のもとになされたものであった。ポツダムは、フリードリッヒ・ウイヘルム一世により建設されたドイツライヒの偉大さを象徴する都市として、また、ガルニゾン教会はフリードリッヒ大王の聖なる墓所として、いずれもプロイセン・ドイツの伝統と栄光に深く根ざした都市であり教会であった。さらに、三月二一日は、六二年前の一八七一年、ビスマルクがカイザーライヒの最初の国会を開催し、「第二ライヒ」の幕開けを飾ったたちょうど同じ日に他ならなかった。もはやナチスの意図は明らかであろう。「ポツダムの祭典」は、ポンセが後に書いたように、右翼の同盟者を「欺き眩惑させ」、ヒトラーとナチスを彼らの忠実な雇われ人であると「安心させる」ための「最後のめくらましの場」であったのだ。<sup>(7)</sup>

ニコライ教会での礼拝を終えたヒンデンブルク大統領と、党員の墓参のためルーゼンシュタットの墓地を訪れたヒトラーが、ガルニゾン教会の前で顔を合わせたのは十二時少し前のことであった。入り口で握手をかわした二人が、既に、前皇太子、政府高官、国会議員、外国人要人らが待ちかまえる教会の中に一緒に足を踏み入れたその時の模様を、フランス大使は次のように伝えている、「中央の棧敷席の前に、ウイヘルム二世のための王座が空席のまま用意されていた。その真後ろには、しゃれこうべ軽騎兵隊の軍服で礼装した皇太子をはじめ王族が並んでいる。彼らの隣は外交官の席であった。ライヒ国会議員は会堂の中廊を占めていた。むろん共産党員の姿はない。彼らは投獄され、

政治の舞台から既に排除されたあとであつたのだから。自ら欠席を選んだ社民党員の姿もない。中央党の議員は、プロテスタントの教会の中で、彼らに割りあてられた長椅子に座つていた。教会の扉が突然開かれ、出席者一同起立の中、軍服を着用し、黒鷲大綬章を胸にかけ、プロイセンの独特の兜を頭にのせたヒンデンブルク元帥が姿をあらわした。ゆつくりと歩を進めた彼は、中央の棧敷席の前で立ちどまり、空席の王座に対し元帥杖を捧げもち敬礼した。モニングコートに身を包んだヒトラーは、あたかも有力な保護者によつて馴染みのない人々に紹介される気おくれした新参者のように、ヒンデンブルクに従つて進んだ。やがて聖堂内陣の中央に到着すると、そこに設けられた席に二人は互いに向かいあつて着席した。<sup>(8)</sup>

ヒンデンブルク大統領の演説はごく短いものであつた。「三月五日の選挙において、わが民族の多数が、私の信頼を受けた政府に対する支持を明らかにし、政府の活動に憲法上の根拠を与えた。ライヒ首相ならびに大臣諸君に課せられた任務は多様かつ困難なものがある。諸君が確固たる意志をもつて、これら任務の解決に邁進せられんことを確信する。新たなライヒスタークの議員諸君が、政府を支持し、協力せられんことを期待する。願わくば、古いプロイセンの栄光をとどめるこの地の精神が、今日の世代の精神を生き生きならしめ、われわれを利己心と党派の争いから解放し、国民意識を自覚させ、自由で誇り高い統一ドイツを祝福せられんことを。」<sup>(9)</sup>

大統領の着席をまつて、そのわずか数フィート手前の演台に立つたヒトラーは、いよいよ最後の仕上げにとりかかった。彼はまず先の大戦にふれ、自由と生存権を守るドイツ国民の神聖な戦いを敗北に導いた責任は、カイザーにも国民にもなく、一九一八年一月の革命にあつたと指摘。さらに、敗戦の中から生まれた新たなドイツ政治の再生運動に対し大統領が与えた後見に感謝を捧げた、「ドイツ民族とライヒを分裂と闘争の中に投げこんだあのいまわしい大戦後」自らの民族への信頼に根ざし、新たな共同体を形成せんとするドイツ統一の新しい運動が生まれました。この

若いドイツに対し、閣下は高潔な決断をもつて、一九三三年一月三〇日、ライヒの指導を託されたのです。三月五日には、われわれに対して民族の多数により信仰告白が与えられました。わずか数週間のうちに国家と国民の名誉は回復され、大統領閣下のおかげにより、古い偉大さの象徴と若い力の結合が実現されたのです。われわれはここに揺るぎない意志を表明するものであります。即ち、ドイツ民族並びにライヒの再組織化という偉大な改革作業に着手し、断固たる決意をもつて遂行せんことを。」偉大な改革作業の中身とは何であつたのか。ヒトラーは続いて新たな政府の方針を明らかにした。「ドイツ国民国家の精神と意志の統一を再建することを、われわれは欲する。われわれの生存の永遠の土台たるわが民族、及びそれに与えられた諸力と諸価値を保護することを、われわれは欲する。わが国家の組織と指導を、いつの時代であれ民族とライヒの偉大さの前提であつたあの諸原則に再び服させることを、われわれは欲する。永遠の動揺に代えて、わが民族に揺るぎない権威を再び与えるべき確固たる政府を建設することを、われわれは欲する。国民と国家の生存闘争の組織化と遂行にふさわしい政治の優位を再建することを、われわれは欲する。ドイツの未来を支えるべく、民族のあらゆる真に生き生きとした諸力を結集することを、われわれは欲する。良き意思をもつすべての人々を統合し、民族を害するすべてのものを無害ならしめるよう誠実に尽力することを、われわれは欲する。あらゆる階層、職業、階級をこえ、ドイツ人の血をもつ者からなる一つの真なる共同体を建設することを、われわれは欲する。」最後に、ヒトラーはあらためて大統領に対し、これ以上ない感謝を捧げて演説を終えた。「元帥閣下、閣下は、わが民族の高揚のため、神がわれわれにつかわされた保護者であります。閣下の畏怖すべき生命が、われわれすべてにとつて、ドイツ国民と国家の不滅の生命力の象徴であります。若きドイツ民族は、閣下がドイツの高揚という事業に対して同意を与えられたことを、この上もない祝福として、感謝を捧げるものであります。」<sup>(10)</sup>

ゲッベルスは、この瞬間、一同の歓呼の中で、若い首相に手を差しのべる老大統領の両の目に涙が溢れるのを見た

という<sup>(11)</sup>。すべては計算しつくされたセレモニーであった。ヒトラーは、自分を恭順な同盟者と思わせることに成功しただけではない。彼がこれからやろうとする本当の「革命」への同意を、抜け目なくそれと気づかせずに取りつけることにも成功した。はたして、当日、出席者のどれだけが式典に仕掛けられた「からくり」を見抜いていたであろうか。ポンセの回想は、この日の式典の真の目的が何であったかを的確に伝えている、「ヒトラーがポツダムで与えたこうした明白な保障を前にして、ヒトラーの党の無法を見て不安を感じ始めていた人々も、そうした心配を忘れてしまつたにちがいない。こうなれば、ヒトラーを全面的に信頼し、要求のすべてを受け入れ、彼が求めている全権を与えることを躊躇う理由があつたであらうか。」<sup>(12)</sup>これこそが、ヒトラーが求めていたものに他ならなかつた。「国民高揚の日」とは、「二月三〇日に始まつた『国民革命』の完成」の日であつた。少なくとも「完成」が「終わり」を意味する限り。今日から見れば、たしかにポツダムの日は、「ドイツ国家主義者の野望とナチス主義者のそれとの運命的な同盟の終幕」を飾る日であつたといふべきである。<sup>(13)</sup>それは「国民高揚の日」などでは決してなく、「ナチス革命のシンボリックな戴冠式」<sup>(14)</sup>であつたことを、やがてまもなく人々は思いしらされることになる。

その日の午後、クロールオペラ劇場に舞台を移した国会に、ナチスは国家人民党と共同で、『民族及びライヒの困難除去のための法律案』を提出。その内容は以下の通りであつた。<sup>(15)</sup>

ライヒスタークは以下の法律を議決し憲法変更的立法の必要の充たされたことを確認した後ライヒスラートの同意を得てここにこれを公布す

第一条 ライヒ法律はライヒ憲法に定める手続きによるほかライヒ政府によつてもこれを議決することを得る このことはライ

ヒ憲法第八五条第二項及び第八七条に明示された法律に対してもこれを適用する

第二条 ライヒ政府が議決したライヒ法律はライヒスターク及びライヒスラートの制度そのものを対象とせざる限りライヒ憲法に背反することを得る。ライヒ大統領の権限は従来通りとする。

第三条 ライヒ政府により議決されたライヒ法律はライヒ首相これを作成しライヒ官報によりこれを公布する。別段の定めなき限り法律は公布の日を以て効力を生ず。ライヒ憲法第六八条ないし第七七条はライヒ政府により議決された法律に適用せず。

第四条 ライヒ立法の対象に關係するライヒと外国との条約は本法律が効力を有する期間立法に關与する機關の同意を要しない。ライヒ政府は条約の履行に必要な規定を發する。

第五条 本法律は公布の日をもつて効力を生ず。本法律は一九三七年四月一日をもつてその効力を失う。本法律は他の政府が現ライヒ政府に代わる場合においてもその効力を失う。

法案の内容はきわめて単純明快である。それは「ライヒ政府」に対して、憲法にも議會にも制約されない、いわば「無制約的立法権」を与えようとするものであつた。その限り、「授權法」あるいは「全權授与法」という一般に流布された名称は、必ずしも不適當なものとはいへなかつた。

ところで、本来、法律の執行機關であるべき政府が、その範圍はともかく、立法権を授与されるということはドイツ憲政史上決して前例のないことではなかつた。第一次大戦の開始後、一九一四年八月四日、制定公布された『授權法』<sup>(16)</sup>は、その第三条において、連邦参議院に対し「戦争期間中經濟的損害を防止するため必要とみなされる法律的処置を命令すること」を授權。さらにワイマール憲法下においても、一九二三年に二つの『授權法』<sup>(17)</sup>が、ライヒ政府に対し、當時の經濟的困難に鑑み「必要かつ緊急とみなされる処置をとること」を授權。一九三一年三月二八日の『関税法』<sup>(18)</sup>も、それが第一条において、ライヒ政府に対し一定の「命令」を發する権限を授与するものであつた限り、一種の授權法

であつた。こうした前例だけでなく、一九三三年当時、政府への広範な授権に対する人々の心理的抵抗はもはやかつてほど強いものではなくなつていた、とシュナイダーは指摘する。<sup>(19)</sup> それというのも、その頃には、頻発された緊急命令により「どっちみち立法者としての議会の存在は影の薄いものとなつてしまつていた」のだから。議会の地位の低下は、たとえば、一九三一年、ライヒ大統領による緊急命令の数が既にライヒスタークによる立法のそれを上回り、翌一九三二年、六〇の緊急命令に対し、議会の立法は、わずかに五を数えるまでに落ちこんでしまつたことに端的にあらわされていた。しかも、緊急命令はしばしばライヒ政府に対する授権を定めていたのである。しかしながら、従来の授権法が、いずれも、授権内容を特定、制限し、ライヒスタークへの通告義務を定め、さらに授権にもとづく政府の処置の廃棄権限をライヒスタークに留保していた<sup>(20)</sup>ことに比べれば、『民族及びライヒの困難除去のための法律』のもつ、その特異な内容と性格は誰の目にも明らかであつた。とりわけ注意すべきは、憲法の制約を受けない広範な立法権の授与<sup>(21)</sup>は、やがて後にみるように、授権の基礎たるべきワイマール憲法そのものを破壊し、まったく新たな憲法体制の樹立に道を開く可能性をもつものであつたという点である。その限りにおいて、ナチスは、授権法の提案により、国会議員の一人ひとりの投票がそのまま文字通り「根本的な一つの革命行為」<sup>(22)</sup>への白紙委任となるべきからくりを仕掛たといえよう。

この仕掛けにはもう一つのからくりが用意されていた。授権法と同時に提出された『ライヒスターク議事規則』に関する修正案がそれである。内容は以下の通りであつた、「議長は、賜暇を受けず、あるいは本会議への出席を事実上不可能ならしめる病気により、委員会あるいは投票に参加しない国会議員を、六〇会議日を限度として、会議への出席を排除しうる。……排除された国会議員も出席したものとみなす。<sup>(23)</sup>」この修正案の意図するところも明快であろう。反対党のオブストラクションを阻止し、ナチス党・国家人民党単独による合法的な授権法の成立を予め担保しよう

するのがその狙いであった。二月二八日の『大統領令』にもとづき、国会議員を警察の手によって「予防拘禁」するという手段であれ、あるいは、より直接的に、SAを動員して議員の入場をその場で阻止するという手段であれ、とにもかくにも、授権法に反対するおそれのある議員を予め議場から排除し、その上で、ゲーリング議長が議事規則をタテにとり、彼ら全員を「出席したもの」と宣言し、議事を進行させるといふ、いささか乱暴ではあれ、あくまでも合法的な処置をとることがこれによって可能となったのだ。最悪の場合、ナチス党・国家人民党以外のすべての議員がたとえ出席しなかった、あるいは出席できなかったとしても本会議の成立は可能である、というのがこのからくりの内容であった。むろん、授権法を国会議員の圧倒的多数で成立させ、ケチのつけようのない権威を与えたいヒトラーにとつて、おそらく、こうした極端な手段の使用はできれば避けたい「最後の手段」であつたにちがひなかつたであろうが<sup>(24)</sup>。

授権法の「円満」な成立の鍵を握る中央党の党首カースは、二二日午後四時からのヒトラーとの会談で三つの条件を提示、即ち、(1)拒否権等、授権法の執行段階でのライヒ大統領の関与の保障 (2)監視委員会の設置 (3)授権法の対象からの除外項目の確定。会談後の党理事会でのカースの報告によれば、これに対するヒトラーの回答は次の通りであつたという、「(1)ライヒ大統領の権限は従来通りである。大統領は私をいつでも罷免することができる。大統領と私が対立することはありえない。もし、大統領が授権法の執行を求めない場合、私はそれに従うつもりである。(2)監視委員会は内閣の中に設ければよく、残された問題はただ設置の方法についてだけである。ただし、共産党の参加は認めない。(3)その他、個々の問題については、教育政策、国家と教会の関係、政教条約を授権法の対象とするつもりはない。法の下での平等に関していえば、共産主義者は除かれる。裁判官の身分保障は従来と変わらない。中央党所属の職業官吏への強制処置を行うつもりはない。選挙制度を別にすれば、ライヒの改革及びラントの権限に対する侵害は考えていない<sup>(25)</sup>。」

翌二三日、午前一時すぎから開かれた中央党の会議において、カースは、前日の会談内容を報告した後、現時点での中央党のとるべき態度について自らの考えを表明した、「一方で、われわれの魂を守ることが必要である。しかし、他方、授権法を拒否した場合、党に対して不愉快な結果がふりかかることが予想される。われわれに残されたことは、ただ一つ、最悪事態からわれわれを守ることである。三分の二の多数が得られなかったとしても、ライヒ政府は自分たちの計画を他の別的手段を使って実行するであろう。ライヒ大統領は授権法を受け入れた<sup>(26)</sup>」結局、この時、カースは党の態度決定につきいかなる具体的提案も行いえなかったが、中央党に残された道は「賛成」以外になかった。それは、カースの発言にもあったように、授権法に反対票を投じたにせよ、二月二八日の『大統領令』が存在する以上、彼らにとって、その後のナチスの暴力支配を阻止する展望がなにもなかったからに他ならない。この点に関し、エアジンは、一九四七年に開かれたヴェルテンベルク・バーデンのラント議会の調査委員会で以下の証言を行っている、「ヒトラーがわれわれの同意を手に入れたのは、彼がカースに対して一定の約束を与えたからでした。われわれが同意しなかった場合、ヒトラーはただちに手荒な暴力的手段を行使したでしょう。その場合、予測することのできない結果を惹起するおそれがあったのです。法律がなくとも、ただちに、彼らは予想もしえないような暴力行為に訴えるであろう、われわれはそのように考えたのです。同意を与えたのは、そうした理由からだったのです。」<sup>(27)</sup>

中央党が事前に明確な反対を決定しえなかったことで、二三日昼すぎ、クロール・オペラ劇場に議員が集まったとき、既に大勢は決してしまっていた。しかも、共産党議員と、社民党の一部の議員は、フリックの予告通り、その時までに、二月二八日の大統領令にもとづく予防拘禁等により合法的に議場から排除され、ついに姿を見せることはなかったのである。議場の内外をSAやSSの隊員が固め、演壇後方にハーケンクロイツの旗が掲げられる騒然とした雰囲気の中、二時五分に開会された国会は、予定通り、議事規則の修正案の審議でもって始まった。ナチスを代表し

て立つたシュテールは、「オブストラクションは議会制度上の慣例に属する許容された闘争手段である」との社民党からの反対論に対し、「従来、オブストラクションは反対党の道徳的・倫理的要請であったにせよ、今日、状況は完全に变化してしまつた。ライヒ指導部、ライヒ政府の企てに対するオブストラクションは、重大な義務違反とみなされねばならず、それに対してはもつとも強力な処置が取られねばならない。修正案の狙いは審議の秩序だった進行の保障にあり、それは、ドイツ民族の利益にかなうものにちがいない」と反論。このとき、ナチスは、新たなライヒにおける議会は、もはや多様な世界観の競合を許容するかつての自由主義的民主主義的議会ではなくなったこと、そして議會審議の新たな公準として、「ドイツ民族の利益」が「自由な討論による合意の発見」に取って代わつたことを明らかにしてみせたのである。さらに、憲法第七六条が議員の「出席」を定めている限り、修正案の「みなし規定」は「当然憲法改正の手続きを必要とする」との反対論に対しても、「この決定により憲法改正は何ら問題となりえない」として、これを一蹴。従来からオブストラクションに批判的であつた中央党は、修正案の受け入れを表明。結局、圧倒的多数の起立により——投票にさえかけられず——修正案は原案通り承認された。<sup>(28)</sup>

この後、『民族及びライヒの困難除去のための法律』の提案説明に立つたヒトラーは、二月一日の政府の選挙アピール、あるいは、ポツダムの日の新政府の声明の延長線上に、しかし、より具体的にナチスの意図するところを描きだしてみせた。「われわれの政治的、道徳的、経済的生活の崩壊の原因は、われわれの民族体がその内部に多くの欠陥をかかえていることにあり、それ故、将来にわたり、真の再建を妨げるおそれのあるあらゆる欠陥を民族の生活の中から排除することが国民革命政府の目的である。マルクス主義の誤つた教説により招来された国民と国家の世界観的分裂は、共同体生活の可能性を根こそぎ奪いとるもの以外の何ものでもなかつた。諸階層・諸階級の対立や利害を超越した真の民族共同体の建設のみが、永久に、人間精神の迷妄の温床を断ち切ることを可能ならしめる。民族共同体の

内からの崩壊が、常に憂慮すべき国家最高指導部の権威の弱体化を不可避的にもたらす原因であった。国民と国家の指導の精神的かつ意思的統一を確立することが、国家指導部の義務である。ライヒの広範な改革は生き生きとした発展の中からのみ生じうる。その目的は、民族の意思と真の指導の権威が結びついた一つの憲法体制 (Verfassung) をつくりあげることではなければならない。」ヒトラーが授権法により何を実現しようとしていたのか、「民族とライヒの困難除去」という言葉に隠された授権法の真の目的が何であったのかが、今やはじめて、ヒトラー自身の口から公けにされたのである。「民族共同体の建設」、ならびに「民族と不可分の真の指導体制の構築」がそれであった。もつとも、この時点、これらの目的の真に意味する内容について気づいた人は少なかつたであろうし、まして、それらの目的が、さらに、いかなる「最終目標」に定位するものであつたかについて知る人はほとんどいなかったであろうが。「こうした課題の実現を可能ならしめるために、政府はナチス党及び国家人民党に授権法を提出させたのである。これら課題の実行と解決が必要である。もし、ライヒ政府が自らのとるべき処置のために、そのたびごとに、国会の承認を求めることは、国民高揚の目的に反し、また、意図された目的にかなうものでもない。しかし、政府は国会そのものを廃止するつもりはない。それどころか、政府は、将来にわたり、自らとつた処置をその折々国会に報告し、あるいは、一定の理由からそうすることが合目的である場合、同意を得ることを留保するものである。これほど広範な革命が、これほど整然とかつ血を流さずに行われたことはかつてなかつたであろう。この整然たる展開を将来にわたつて保障することが私の確たる意図である。しかし、それだけにますます、こうした時代にあつては、異なつた展開を唯一防止しうる卓越的な地位が国民政府に与えられるということが必要となる。」つづいてヒトラーは、国会のコントロールに服さない全権授与に対する不安を和らげるべく、控えめな調子で、いくつかの保障を与えた。「ライヒスターク、ライヒスラーの存在を脅かすつもりはない。ライヒ大統領の地位と権限は、従来通りのままである。大統領の

意図との完全な一致を実現することが政府の不断の最高の義務となろう。ラントの存在の廃止は考えていない。教会の権利の制限も行うつもりはない。教会と国家の関係も不変である。政府自体が明白な多数に依拠するものである以上、この法律に訴えざるをえないケースはそれ自体限られたものであろう。」最後に、一転、ヒトラーは、いささか脅迫じみた言辞を弄して授權法の承認を求めた。「政府は法律の可決を要求するものである。政府が求めるものは、いかなる場合であれ、明白な決定である。政府は、国会の諸政党に、整然たるドイツ的發展の可能性、およびそこから將來生ずるであろう協調の可能性を提供する。しかし、同様に、政府は諸君の拒否の表明と、それにとまなう抵抗の宣言を受け入れる覚悟を固めるものである。今や、戦うか、平和を選ぶかは諸君自らである。」<sup>(29)</sup>最後の言葉の意味は明らかであろう。つまり、エアジnkの危惧した通り、ヒトラーは、二月二八日の『大統領令』による強権支配を行う用意のあることを公言してみせたのである。そして、それは、実際に、最後まで態度を決めかねていた中間政党の動向を決定づけるものとなった。土壇場で支持に回ったドイツ国家党の五人の議員は、翌二四日、故郷の仲間への手紙の中で次のような弁明を行っている、「授權法の承認によって、ライヒ指導部の中枢において、法律によらない権力行使が避けられるのではなからうか——われわれが最後の段階で賛成に回ったのは、そうした考慮が決定的なものとして働いたからです。中央党も同じ考えに立ち、同じ結論を下したのです。授權法が成立しなかった場合、国の中央でも地方でも、革命勢力の運動化が必然的にもたらされたことでしょう。今日の状況の下では、今後の政治の展開が、法律にもとづいて行われるという可能性を残しておくために、われわれは同意せざるをえなかったのです。」<sup>(30)</sup>

二時間の休憩後、午後六時すぎに再開された審議の初端、この日唯一の反対演説を始めたのは社民党党首オットー・ウェルスであった。「暴力による平和からは、いかなる繁栄も生まれない。真の民族共同体というものは、そうしたものに基礎をおくことはできない。その第一の前提は平等の権利である。自由と生命を奪いとることはできても、名譽

はそうはいかない。社民党が最近被った迫害にてらしていえば、授權法への賛成をわれわれに要求したり期待することなど、誰にもできないはずである。三月五日の選挙の結果、政府与党は多数を獲得し、その結果、憲法の文言と目的に忠実に統治することが可能となったのではないか。かかる可能性の存するところでは、そうする義務も又存在するといわざるをえない。批判は、有益でもあり、必要でもある。ドイツに国会が生まれて以来、民族の代表者が政治に関与し参画することが、今日のように排除されたことはいまだかつてなかったことである。新たな授權法が成立すれば、こうした状況がさらに加速されるであろう。革命の続行のため国会を真先になくしてしまうこと、それがきみたちの要求なのだ。しかし、現に存在するものを破壊することが革命ではない。法というヴェールをかけたとしても、暴力による政治という現実を覆い隠すことは不可能である。いかなる授權法も永遠かつ不変の理念を抹殺することはできない。社会主義者鎮圧法が、社会民主主義を抹殺しえなかったように、新たな迫害の中からドイツ社会民主党は新たな力を汲みとるであろう。<sup>(31)</sup>」

「おくれてやってきたものの、とにかくやってきたことだけは認めてやろう」との言葉で始まったヒトラーの反論は、即興にしてはきわめて巧妙にウエルスの主張を逐一粉碎していった。「おまえは迫害だという。しかし、おまえたちの迫害を牢獄で償う必要のなかった者は、われわれの中でごく少数にすぎなかったのだ。われわれのほとんどが、おまえたちの手により、何千回となく嫌がらせを受け、弾圧された経験をもっている。色が気に入くわないという理由だけで、何年ものあいだ、われわれがシャツを引き裂かれたという事実を、おまえたちはすっかり忘れてしまったのか。おまえたちの迫害の中からわれわれは生まれたのだ。おまえは、批判は有益だという。たしかに、ドイツを愛する者がわれわれを批判することは結構である。しかし、国際主義に魂を売った者による批判を許すわけにはいかない。われわれが野党の立場にあったとき、おまえたちは批判の有益性とやらを認識すべきであったのだ。その当時、われ

われの新聞は繰り返し禁止され、集会も演説も同じであった。それなのに、今頃、批判は有益だとはよくも言えたものだ。革命を続行するため国会の排除をわれわれが狙っているとおまえは言う。しかし、そのためであれば、われわれは、選挙を行うことも、国会を召集することも、それに授權法を提案することも必要なことはではないか。」ヒトラーは、何故、今、この時点で、法律の制定という形での全権授与に固執するのか、また、そのことにいかなる効果と役割を期待しているのか、彼は驚くべき率直さでドイツ国民に対して自らの意図するところを明らかにしてみせた、「この瞬間、われわれがライヒスタークに求めていることは、たとえ諸君の同意がなくとも、どっちみち、われわれが奪いとることのできたものに他ならない。われわれがあえて法律的な手続きを踏むのは、今日われわれと異なった立場に立つにせよ、ドイツに対する信仰を共有する人々をいずれは手に入れたためである。反対者を抹殺するのでもなく、あるいは、彼らと和解するのでもなく、ただ挑発するという愚を私は避けたかったのである。今おそらく、われわれと違った形で民族に対する愛情を抱く人々に、私は手を差しのべたいのである。永遠の戦いをおっぱじめるようなことだけはしたくない。それはわれわれの弱さの故にではなく、民族に対する愛からに他ならない。」つまり、法律の制定という形式の採用は、ヒトラーにとつて、あくまでも「合法」革命を前提に、将来、ナチスの最終目標にできる限り多くのドイツ人を結集し、動員するという、長期的な戦略から生まれた今ここでの一つの戦術的処置にすぎなかったということである。社民党に対する攻撃のしめくりは、後からみればきわめて暗示的な内容をもつものであった。「おまえたちがこの法律に賛成しないのは、おまえたちの内奥のメンタリテイが、今日われわれを鼓舞している意図を理解できないからに他ならない。私はおまえたちの賛成など欲しくはない。ドイツは自由を手に入れる、しかし、それはおまえたちの手によってではないのだ。」<sup>(32)</sup>

続いて立った中央党党首カースの演説は自己弁明に終始し、躊躇いを残したまま下した決定を自分自身に無理矢理

納得させようとする惨めなものに終わった。「あらゆる狭小な考慮が沈黙すべきこの時に、中央党が一切の党派的其他の躊躇いを捨てたのは、国民と国家に対する責任感からである。通常の時代であれば克服されなかつたであろう躊躇いをわれわれはふり払つたのである。われわれがかつて敵であつた者を含めてすべての人々に手を差しのべることにしたのは、さしせまつた困難及びドイツの再建という巨大な課題に鑑み、国民と国家の救済を確実ならしめ、秩序ある国家と法の再建を促進し、無秩序な発展を阻止するためである。……ライヒ首相により与えられた約束が、将来の立法活動の基礎となり指針となることを条件として、ドイツ中央党は授権法に賛成する。」<sup>(33)</sup>

その後、バイエルン人民党、ドイツ国家党、キリスト教人民奉仕党がそれぞれに賛成演説を行っている。しかしこの時既に、問題は、単なる一個の法律への賛否ではなくなつていた。ナチスにとつて問われるべきは、「民族の指導者(Führer)」としてのアドルフ・ヒトラーの承認、及び、彼への「信仰告白」そのものであつたのだ。最後に立つたゲーリングは、演説の最後を次のように結んだ。「ナチス党は授権法に関してただ一つのことだけを宣言したい。今や、ドイツ政府の頂点に立つのはわれわれの指導者である。もはや言葉は不要である。今や、行動あるのみである。われわれの指導者、ライヒ首相に対し、われわれは盲目的な忠誠を捧げ、ドイツの勝利にいたるまで彼につきしたがうことを誓うものである。」<sup>(34)</sup>

投票の後、ゲーリング議長が発表した結果は次の通りであつた。「投票総数五三三票、反対九四票、賛成四四一票。憲法の改正が問題であるが故に、以下の確認が必要とされる。憲法が定める議員総数は五六六。その三分の二は三七八。さらにその三分の二は二五二。したがつて、授権法は、憲法が要求する多数、四四一をもつて承認された。」<sup>(35)</sup>

その後ただちに開かれたライヒスラートは、何らの異議もなく、全員一致でライヒスタークの決定を承認。ここに、『民族及びライヒの困難除去のための法律』は正式に成立するにいたつた。ところで、一応議論の応酬があつたライ

ヒスタークに対し、ライヒスラートは、何故かくも簡単に一切の抵抗もなく、一言の議論さえなく、ナチスの要求に屈してしまったのか。ここにも、ナチスによって予め仕掛けられた巧妙なからくりが隠されていた。ワイマール憲法は第六三条において、「各ラントはそのラント政府の構成員をライヒスラートにおけるその代表者とする」と定める。その結果、ライヒスラートのメンバーは、ラントの代表者としてそれぞれのラント政府の指示・命令に拘束される仕組みになっていた。ところが、後述のように、政権掌握直後から始まった「グライヒシャルトウング」の過程において、三月二三日の段階で、すべてのラントはナチスの完全な影響下に置かれていたのであった。その限り、ライヒスラートで異論の出ようはずもなかったのである。<sup>(36)</sup>

「授権法の制定過程は、当時並びに今日の国法学者たちの幻想と弁解の理論にもかかわらず、実際にはクーデターにも似た緊急命令支配と同様にいっこうに合法的ではなかった」とブラツハーは書いている、「多数の左翼の国会議員たちの逮捕は違法であつたし、欺瞞と威嚇による同意の調達も違法であり、ラントを代表するライヒスラートのグライヒシャルトウングも……すべて違法であつた。<sup>(37)</sup>」批判の内容が妥当か否かはともかく、少なくとも、当時のナチスの指導部にとって、かかる批判は何ら重要な意味をもつものでなかったことだけは確かである。彼らにとって、それがいかに簡単に見破られる虚構であつたにせよ、「合法性」の装いがともかくにも存在すればそれで十分であつたのだから。しかも、問題は「成立過程」の合法性にあつたわけではない。むしろ、ヒトラーへの全権授与が、「法律」という形をとって行われたことの心理的・政治的効果の方がはるかに重要であつたのだ。緊急命令による暴力支配に対しては、おそらく、反対の態度をとらざるをえなかつたであろう中央党、ドイツ国家党といった中間政党の支持をとるもかくにもとりつけることができたのは、授権法という「法律」のおかげであつた。それというのも、彼らの賛成は、「革命勢力の運動化の防止」を授権法に期待し、それを裸の暴力支配に比べ、よりましな悪として選択した結果にす

ぎなかつたのだから。逆にいえば、ナチスは授権法という「法律」を制定することにより、あたかも今後の運動の展開が、法律にもとづいて行われることになるかのような、「合法性」の幻想を彼らに抱かせることに成功したのだといえよう。

さらに、「合法性」ということでもう一つつけ加えるならば、ここで問題となっていたことは、合法的な権力の「獲得」といったことでさえなかつた。「今やわれわれは憲法上もライヒの支配者となった」とゲッベルスが二四日の日記に書いたように、「既存の権力関係の合法化」こそが問題であつたのだ。<sup>(39)</sup>ライヒ政府は、授権法をまつまでもなく、既に、二月二八日の大統領令により、「独裁体制」実現の可能性を与えられていたのだから。先ほどのウエルスへの反論の中で、ヒトラーもはっきりと明言していただではないか、「われわれが今求めているものは、「たとえ授権法がなくとも」どっちみち奪いとることのできるものなのだ」と。結局、ドイツ国家人民党を代表して支持演説を行ったマイエルの戦後の回顧にあるように、たしかに、「授権法は、それによりヒトラーが権力を手に入れることとなつた手段ではなかつた。」授権法の制定は、数週間前から既に実現されていた権力関係に、一応の「合法性」を与えるための「一つの儀式」にすぎなかつたのだ。<sup>(40)</sup>しかし、たとえそうだとにしても、それは、緊急命令につきまとう「例外状態という悪評」を払拭し、「内外によりましな印象」を与え、ナチス革命をスムーズに発進させるため、ヒトラーにとってどうしても必要な儀式であつたことにまちがいはなかつた。<sup>(41)</sup>

一夜明けて、一体何が変わり、何が生まれたのか。「授権法の可決により、今や、われわれはザッハリツヒな活動のための前提を与えられたのだ。」<sup>(42)</sup>翌日の閣議におけるヒトラーのこの発言に、カール・シュミットは、『ドイツ法曹新聞』の中で以下の国法学的基礎づけを与えた。「〔授権法により〕新たなライヒ立法者が誕生した。彼は法命令だけでなく、形式的意味におけるライヒ法律をも制定することができ。それにより、議会主義的立法国家の伝統的法律概

念は克服されるにいたった。われわれは、今、憲法史上重要な意味をもつ一つの転回点に立っている！ さらに、「新たな立法者としての」ライヒ政府は形式的意味における憲法典を制定することができる。それも、憲法の個々の条項に背反することが許されるというだけではない。従来の憲法典に代わる新たな憲法典を制定する、非常に広範な権能が与えられたのだ。最後に、ライヒ政府のこの途方もない権限にはいかなる限定もつけられてはいない。それは内容的に無制限の授権である。<sup>(43)</sup>シュミットの授権法に関するこの解説は、少なくともこの時点、ナチス指導部の意図するところと合致するものであったにちがいない。彼は法律の文言から引きだすことのできる最大、あるいはそれ以上の内容を彼らの前に提供してみせたのだから。しかし、当代きつての国法学者シュミットのこの解説も、直截性という点において、三月二五日のナチス党機関紙にとうてい及ぶものではなかった。「ドイツ民族の意思が実現された ライヒスタークはアドルフ・ヒトラーに支配権を譲り渡した ドイツ国会における歴史的な日 議会制度は新しいドイツの前に屈伏した」との派手な大見出しをつけたフェルキツシャー・ベオバハターは新たな事態の本質が何であるかを、誰にもわかる言葉で疑問の余地なくドイツ国民の前に明らかにしてみせたのである。「ドイツ高揚の波はあらゆる障害物を取り払うことに成功した。民族が求めたものは、真の権力をヒトラーが掌握することであった。議会は膝を屈し、中央党はナチスの支配に同意した。四年間、ヒトラーはドイツ救済のために必要なことであれば、いかなることも行う権力を手に入れたのだ。消極的には、民族を破壊するマルクス主義者の暴力の根絶であり、積極的には、新しい民族共同体の建設である。それは、何世紀にもわたりドイツの憧れであった真のドイツ国民国家の実現の基礎を築くためである。ドイツはめざめた。偉大な仕事が始まった。第三ライヒの日が到来したのだ。<sup>(44)</sup>」

- (1) F.Poetzsch-Heffter／C.H.Ule／K.Dernecke／J.Brennert, Jahrbuch des öffentlichen Rechts. 1934.S.166.
- (2) Völkischer Beobachter. Vom 11.3.1933.
- (3) (ed.) R.Morsey, "Das 'Ermächtigungsgesetz' vom 24.März 1933." (1976) S.13f.
- (4) (ed.) R.Morsey, a.a.O., S.14ff.
- (5) (ed.) R.Morsey, a.a.O., S.18f.
- (6) J.Goebbels, "Vom Kaiserhof zur Reichskanzlei." S.283.
- (7) A.François-Poncet, "Souvenirs d'une ambassade à Berlin, Septembre 1931-Octobre 1938." S.104.
- (8) A.François-Poncet, a.a.O., S.105f.
- (9) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. S.5.
- (10) A.a.O., S.6ff.
- (11) J.Goebbels, a.a.O., S.285.
- (12) A.François-Poncet, a.a.O., S.104.
- (13) K.D.Bracher／W.Sauer／G.Schulz, "Die nationalsozialistische Machtergreifung." S.149.
- (14) K.Steinbrink, "Die Revolution Adolf Hitlers." S.50.
- (15) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. Nr. 6 Antrag.
- (16) Reichsgesetzblatt. 1914. Teil I. S.327.
- (17) Reichsgesetzblatt. 1923. Teil I. S.943, 1179.
- (18) Reichsgesetzblatt. 1931. Teil I. S.101.
- (19) H.Schneider, Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte. 1953. S.198f.
- (20) たゞよび、一九三三年一月八日の『授権法』(Reichsgesetzblatt. 1923. Teil I. S.1179.)は、次のように規定する、「第一条

ライヒ政府は民族及びライヒの困難に鑑み必要かつ緊急とみなされる処置をとることを授權される。ライヒ憲法の条項からの逸脱は許されない。命令の公布に先立ちライヒスラート及びライヒスタークはそれぞれ一五人の委員で構成されるそれぞれの秘密会によりその内容につき聴取することができる。公布された命令はライヒスターク及びライヒスラートにただちに報告されねばならない。ライヒスタークあるいはライヒスラートが要求するとき命令は廃棄される……」

- (21) 一九二三年一〇月一三日の『授權法』(Reichsgesetzblatt. 1923. Teil I. S.943.)は、第一条において、「財政的経済的社会的領域において必要かつ緊急とみなされる処置をとることを授權された」ライヒ政府は、「その際ライヒ憲法の基本権からの逸脱を許される」と定めていた。しかし、わずか二カ月足らず後の二月八日の『授權法』第一条は、「ライヒ憲法の条項からの逸脱は許されない」とした。

(22) U.Scheuner, Archiv für öffentlichen Rechts. 1934. S.300.

(23) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. Nr. 5 Antrag.

(24) W.Niess, "Machtergreifung 33." (1982) S.105f.

(25) (ed.) R.Morse, a.a.O., S.24f.

(26) (ed.) R.Morse, a.a.O., S.26.

(27) (ed.) R.Morse, a.a.O., S.66f.

ゲルヴィンクも、戦後の回想録の中で同じ趣旨の弁明を行っている、「あたかも授權法によってはじめて、強力な独裁が生まれ、たかのように一般に考えられているとするならば、それは事実を見誤るものである。授權法が否決されたとしても、ヒトラーは二月二八日の大統領令によって自らの政治を進めたでしょう。そして数カ月後に現実となったように、反対する諸政党はただちに解散させられ、ナチス党のみからなるライヒスタークが選出されたことでしょう。」(ed.) R.Morse, a.a.O., S.78.)

(28) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. S.24f.

「事実上票決に参加する議員のみが、憲法第七六条にいう出席に該当するもの」であった限り、「憲法が定めた出席の概念をフィ

クシヨンによりおきかえようとする議事規則の規定は、明らかに憲法に背反するものであった。「ライヒスタークは、授権法の承認によってではなく、既に、この議事規則の変更の承認によって」議會制民主主義を葬り去ってしまったのだ、とシュナイダーは言う。(H.Schneider, a.a.O., S.205.)

(29) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. S.26ff.

(30) (ed.) R.Morsey, a.a.O., S.58f.

(31) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. S.33f.

(32) A.a.O., S.34f.

(33) A.a.O., S.37.

(34) A.a.O., S.40.

授権法の成立を伝える翌日のフェルキツシャー・ベオバハタアは、早速、ヒトラーを「民族の指導者」と位置づけ、次のように書いている。「“Hitler der Führer” 三月二三日午後、ライヒ首相によるライヒ政府の演説を聞いた世界中の人々は、何よりもまず、一種特別の感情を抱いたことであろう、即ち、ここで語っているのは、生まれながら「民族の」指導者たるべく定められた一人の男である、と。……われわれの指導者がドイツの支配者となったのだ。」(Vom 24. 3.1933.)

(35) Stenographische Berichte über die Verhandlungen des Reichstages. Bd. 457. S.40.

この投票結果が、ワイマール憲法第七六条の定める憲法改正の要件を完全に充足していることについては何ら疑問はない。しかし、ゲーリングの報告の中には明白な二つの誤りがある。一つは必要な最低賛成票数を、「定足数」の三分の二としたことである。これは「出席議員」の三分の二でなければならなかった。おそらく不注意によるものと思われるこの誤りに対して、もう一点は明らかに意図的なものであったにちがいない。即ち、憲法が定める議員総数は、ゲーリングがいう五六六ではなかった。この報告からは共産党議員八一が抜けおちている。しかし、彼らは、この時点、疑いもなく正当なライヒスターク議員の資格を有するものであったのであり、彼らに対する議員資格の剝奪が行われるのは、この後、当の授権法にもとづいて制定された一九三

三年三月二日の『ライヒとラントのグライヒシャルトウングのための暫定法律』によってであった。

- (36) H.Schneider, a.a.O., S.208.
- (37) K.D.Bracher, "Die deutsche Diktatur." (1969) S.231. [山口・高橋訳『ドイツの独裁』]
- (38) J.Goebbels, a.a.O., S.287.
- (39) W.Niess, a.a.O., S.107.
- (40) (ed.) R.Morsey, a.a.O., S.76.
- (41) W.Niess, a.a.O.
- (42) (ed.) R.Morsey, a.a.O., S.57.
- (43) C.Schmitt, Deutsche Juristen Zeitung. 1933. S.455f. 同書のあとに O.Koellreuter, Deutsche Juristen Zeitung. 1933. S.520.; G.A.Walz, Deutsche Juristen Zeitung. 1933. S.1336.; K.Bohlen, Juristische Wochenschrift. 1933. S.1913f.; U.Scheuner, a.a.O., S.300ff.; Pfundtner/Neubert, "Das Neue Deutsche Reichsrecht." Ia-1.S.1 (neu) ff. なおカイゼンベルクは、「授権はライヒ憲法から逸脱する新たな実質的法を制定する権限を含むが、ライヒ憲法の形式的変更の権限を含むものではない」とする。(Deutsche Juristen Zeitung. 1933. S.460.)

法律の文言からする限り、授権は必ずしもシュミットがいうように「無制限」なものではなかった。第二条は、ライヒスターク及びライヒスラートの「制度」、ライヒ大統領の「権限」に関し、はっきりと「留保」を定めているのだから。しかし、たとえばショイナーは、「第二条に定められた留保の意義をあまり広く解釈してはならない」という、「それは古いライヒ憲法の観点からではなく、新たな憲法の全体的関連から理解されねばならない。したがって、ライヒスタークの管轄権の制限、立法権の剝奪、選挙法の改正、議会の自己組織の排除、議員の不逮捕特権の剝奪も可能と思われる。同様に、ライヒスラートに関しても、現在のままの形態、管轄権の保障がなされているわけではない。とりわけ、留保は、各ラントの領域的・法的存在、及び連邦制度の保障を意味しない。ライヒ大統領の権限の保障も例外ではない。それは、大統領の選挙、任期、代理に関する条項の将来におけ

る変更に対抗するものではない。」(U.Scheuner, a.a.O., S.303f.) その他 C.Schmitt, a.a.O., S.457.; K.Bohlen, a.a.O., S.1913f. も同様に、留保を制限的に解釈すべきとする。しかし、たとえ、第二条の留保を字義通りとったとしても、『民族及びライヒの困難除去のための法律』がそれ以前の授権法と比べ、非常に異なる内容と性格をもつものであったことは明白である。憲法からの逸脱を許容した一九二三年一〇月一三日の『授権法』の場合でも、せいぜい「ワイマール憲法の基本権からの逸脱」のみが認められていたにすぎなかったのだから。その意味で、シュミットは、『民族及びライヒの困難除去のための法律』は「非本来的な意味」で「授権法」と呼ばれるにすぎないとする。(a.a.O., S.455.) 同旨のものとして H.Lammers, Deutsche Justiz. 1934. S.1297. たしかに、形式上はあくまで授権根拠であるワイマール憲法を覆し、新たな憲法体制の樹立の権限をほぼ「白紙委任」に近い形で、本来の憲法制定権者ではないライヒ政府に対し付与する法律を「授権法」の名で呼ぶことは不適當であつたらう。ここでは、はっきりと「憲法改正」が問題となつていたのであり (K.Steinbrink, a.a.O., S.60.)、それ故『民族及びライヒの困難除去のための法律』は新たなドイツの「暫定憲法」と呼ばれるべきものであつたのだ。(C.Schmitt, Deutsches Recht. 1934. S.28; U.Scheuner, a.a.O., S.301.; K.Bohlen, a.a.O., S.1913.)

(44) Völkischer Beobachter. Vom 25.3.1933.